

和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に係るパートナー選定における仕様書

1. 事業内容

本市では、国の脱炭素先行地域に選定された「全国の空洞化都市に先駆ける“和歌山市モデル”～空き家改修×脱炭素で創るまちなか再生戦略～」(別添1 和歌山市脱炭素先行地域計画)において、2030年度までに先行地域内対象施設の電力使用に伴うCO2排出実質ゼロをめざしている。

本選定は、和歌山市脱炭素先行地域計画における、公共施設の駐車場等に設置する太陽光発電設備、民間施設の屋上等の遊休スペースに設置する太陽光発電設備などで発電した電力の余剰電力を先行地域内対象施設に供給するとともに、供給に伴い得られた収益からまちなか再生に向けた支援を行う事業について、本市が当該事業を実施するにあたり、そのパートナーを選定するものである。

2. 用語の定義

(1) 発電者

和歌山市脱炭素先行地域計画に基づき、公共施設又は民間施設に太陽光発電設備を設置した事業者

(2) 再エネ導入施設需要家

発電者が設置した太陽光発電設備で発電した電力を自家消費する者

(3) 余剰電力

発電者が設置した太陽光発電設備で発電した電力から再エネ導入施設需要家による自家消費電力を差し引いた電力

(4) 余剰再エネ供給先需要家

先行地域内対象施設を有し、アグリゲーションした余剰電力の供給を受ける者

(5) 不足時間帯

余剰電力で余剰再エネ供給先需要家の電力需要を賄いきれない時間帯

(6) 供給者

本仕様書に基づき、本市が実施する「和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に係るパートナー選定」において候補者として選定され、本市と脱炭素先行地域計画の実施に関する連携協定を締結した事業者

3. 業務概要

(1) 余剰電力アグリゲーション業務及び小売電気供給業務

(2) 不足電力小売供給業務

(3) 余剰電力増加への対応

(4) 余剰再エネ供給先需要家への対応業務

(5) 和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に向けた協力及びまちなか再生に向けた支援

4. 業務詳細

(1) 余剰電力アグリゲーション業務及び小売電気供給業務

和歌山市脱炭素先行地域計画に基づき、太陽光発電設備が導入された公共施設及び民間施設について、発電契約者として、発電量調整供給契約申込・系統連系申込を実施するほか、余剰電力のアグリゲーションに必要な関係機関への各種申請・計画の提出等を実施し、各発電設備の余剰電力及び和歌山市脱炭素先行地域計画に記載しているその他の電力を束ねて、余剰再エネ供給先需要家に対して小売供給する。また、余剰電力の買取価格については、7円/kWh（税抜）を上限とする。なお、系統連系受電サービス料金は買取価格に含まないこととし、発電者が系統連系サービス料金を支払う方法については、供給者と発電者が協議により決定することとする。

太陽光発電設備を導入する予定の公共施設で想定される設備容量及び年間余剰電力量等については、「公共施設への太陽光発電設備施設一覧（予定）」（別添2 参考資料）のとおり。

(2) 不足電力小売供給業務

不足時間帯について、市場又は別電源から電力を調達し小売供給する。低圧及び高圧電力の供給に際しては、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める最新の標準供給条件により算出される年間の電力料金総額を上限とし、提案価格として電気料金単価（円/kWh）及びその算定根拠を明示すること。なお、今後本市が設置予定の組織（仮）から意見等が出た場合は、その意見等と旧一般電気事業者の標準供給条件を元に算定した金額を適用する。また（1）の余剰電力が先行地域内対象施設の電力需要を超過する時間帯において供給できなかった余剰電力の環境価値を付加すること。

環境価値が分離された後の余剰電力の供給先及び供給単価については、提案書の内容を踏まえ別途余剰再エネ供給先需要家と協議の上決定すること。

(3) 余剰電力増加への対応

太陽光発電設備が導入された公共施設群及び民間施設における増加する余剰電力の取り扱いについて本市に提案し協議の上対応すること。

(4) 余剰再エネ供給先需要家への対応業務

本事業の仕組みや効果等を本市市民や事業者にウェブサイト等を通じて分かりやすく情報発信する。また、余剰再エネ供給先需要家に対する説明、事業提案活動を行い、2030年度までに先行地域内対象施設の電力使用に伴うCO₂排出実質ゼロに向けた普及活動を行う。

(5) 和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に向けた協力及びまちなか再生に向けた支援

和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に向け、余剰電力等を供給する事業者として真摯に協力するとともに、余剰再エネ供給先需要家に対する供給量に応じて、0.1円/kWhの支援金を本市が指定するまちなか再生に向けた取組に支援するものとする。